

半田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を「」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第四十号

半田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

半田市火入れに関する条例（昭和五十九年半田市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第二項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。